者等が当該措置命令に係る違反行為に係る個人情報等の取扱いのために用いる役務を提供する取扱関係役務提供者（個人情報取扱事業者等との契約に基づき個人情報取扱事業者等がその個人情報等の取扱いのために用いる役務を提供する者をいう。）があるときは、当該取扱関係役務提供者に対して、当該違反行為に係る個人情報等の取扱いの停止、当該役務の提供の停止その他の当該違反行為を中止させるために必要な措置をとるべき旨を要請することができるものとする。（第百四十八条の二第一項関係）

ロ　個人情報保護委員会は、措置命令をした場合であって、当該違反行為が特定電気通信による個人情報等を含む情報の送信であるときは、当該特定電気通信による情報の流通に係る特定電気通信役務を提供する特定電気通信役務提供者に対して、特定電気通信による当該情報の流通を防止する措置をとるべき旨を要請することができるものとする。（第百四十八条の二第三項関係）

ハ　取扱関係役務提供者又は特定電気通信役務提供者は、イ又はロによる要請を受けて当該要請に係る措置を講じた場合において、当該措置命令を受けた個人情報取扱事業者等に生じた損害については、賠償の責めに任じないものとする。（第百四十八条の二第二項、第四項関係）

⑶　課徴金納付命令

イ　個人情報取扱事業者が、個人情報を利用して違法な行為又は不当な差別的取扱いを行うことが想定される状況にある第三者に対して個人情報を提供する等の行為（以下「課徴金対象行為」という。）をした場合において、当該課徴金対象行為又は当該課徴金対象行為をやめることの対価として金銭等を得たときは、個人情報保護委員会は、当該個人情報取扱事業者に対し、当該金銭等に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならないものとし、当該個人情報取扱事業者が、当該課徴金対象行為が行われた期間を通じて、当該課徴金対象行為を防止するための相当の注意を怠った者でないと認められる場合又は課徴金対象行為に係る個人情報若しくは個人データの本人の数が千人を超えないときその他個人の権利利益を害する程度が大きくない場合として政令で定めるときは、課徴金の納付を命ずることができないものとする。（第百四十八条の三第一項、第二項関係）

ロ　イの命令（以下「課徴金納付命令」という。）に関して、課徴金の算定基礎の推計、課徴金の額の加算及び減額、課徴金の納付義務、課徴金納付命令に対する弁明の機会の付与、課徴金納付命令の執行等についての規定の整備をする。（第百四十八条の四～第百四十八条の十七関係）

⑷　公示送達は、送達をすべき書類を送達を受けるべき者にいつでも交付すべき旨を個人情報保護委員会規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くことにより行うこととし、これと併せて、その旨を記載した書面を個人情報保護委員会の掲示場に掲示し、又はその旨を個人情報保護委員会の事務所に設置した電子計算機を利用して閲覧することができる状態に置く措置をとることにより行うものとする。（第百六十三条第二項関係）

5　罰則

⑴　行政機関等の職員等が正当な理由がないのに個人の秘密に属する事項が記録された個人情報ファイルを提供したときに係る罰則、個人情報取扱事業者等が個人情報データベース等を不正に提供等したときに係る罰則及び行政機関等の職員等が保有個人情報を不正に提供等したときに係る罰則の法定刑を引き上げる。（第百七十六条、第百七十八条、第百七十九条関係）

⑵　個人情報取扱事業者等が個人情報データベース等を不正に提供等したときに係る罰則及び行政機関等の職員等が保有個人情報を不正に提供等したときに係る罰則について、自己又は第三者の不正な利益を図る目的で提供したときのみならず、本人その他の者に損害を加える目的で提供したときも罰則の対象とする。（第百七十八条、第百七十九条関係）

⑶　自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は本人、個人情報を保有する者その他の者に損害を加える目的で、人を欺き、人に暴行を加え、若しくは人を脅迫する行為により、又は個人情報を保有する者の管理を害する行為により、個人情報を取得したときについて、所要の罰則を定める。（第百八十条関係）

6　その他所要の改正を行う。

第２　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正

1　個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴う規定の整備

⑴　人の生命等の保護のために必要がある場合については、本人の同意を得ることが困難であるときのみならず、本人の同意を得ないことについて相当の理由があるときも、本人の同意を得ないで、利用目的以外の目的のために特定個人情報を自ら利用し、又は特定個人情報を提供することができるものとする。（第十九条第十六号、第三十条第一項関係）

⑵　個人情報の保護に関する法律の特例等に係る規定の整備をする。（第三十条、第三十一条関係）

⑶　勧告及び命令

イ　個人情報保護委員会は、特定個人情報の取扱いに関して、違反行為の中止その他違反を是正するために必要な措置に加えて、違反行為に係る事実の本人に対する通知又は公表その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置をとるべき旨を勧告又は命令することができるものとする。（第三十四条関係）

ロ　個人の重大な権利利益を害する事実があるときのみならず、個人の重大な権利利益の侵害が切迫しているため緊急に措置をとる必要があると認めるときも勧告を行うことなく命令することができるものとする。（第三十四条第三項関係）

⑷　取扱関係役務提供者等に対する要請

イ　個人情報保護委員会は、命令を受けた者が当該命令に従わない場合において、当該命令を受けた者が当該命令に係る違反行為に係る特定個人情報の取扱いのために用いる役務を提供する取扱関係役務提供者（当該命令を受けた者との契約に基づき当該命令を受けた者がその特定個人情報の取扱いのために用いる役務を提供する者をいう。）があるときは、当該取扱関係役務提供者に対して、当該違反行為に係る特定個人情報の取扱いの停止、当該役務の提供の停止その他の当該違反行為を中止させるために必要な措置をとるべき旨を要請することができるものとする。（第三十四条の二第一項関係）

ロ　個人情報保護委員会は、命令をした場合であって、当該違反行為が特定電気通信による特定個人情報を含む情報の送信であるときは、当該特定電気通信による情報の流通に係る特定電気通信役務を提供する特定電気通信役務提供者に対して、特定電気通信による当該情報の流通を防止する措置をとるべき旨を要請することができるものとする。（第三十四条の二第三項関係）

ハ　取扱関係役務提供者又は特定電気通信役務提供者は、イ又はロによる要請を受けて当該要請に係る措置を講じた場合において、当該命令を受けた者に生じた損害については、賠償の責めに任じないものとする。（第三十四条の二第二項、第四項関係）

⑸　十六歳未満である従業者等の退職等があった場合において使用者等から他の使用者等に対して当該従業者等に関する特定個人情報を提供するとき、人の生命等の保護のために必要がある場合において十六歳未満の者の特定個人情報を提供するとき又は個人番号利用事務等実施者が十六歳未満の